

ふじみ野市建築設計業務委託特記仕様書

I 業務概要等

1. 業務名称 旧上福岡第2学校給食センター解体設計業務委託
2. 履行期間 契約日から令和7年2月28日まで
3. 業務概要 本業務は、旧上福岡第2学校給食センターの解体工事の設計業務、解体後の予定建築物における市街化調整区域による都市計画法の手續業務、設備機器等（有害物質）調査、アスベスト含有調査など行うものである。

4. 適用

本特記仕様書に記載されていない事項は、「ふじみ野市建築設計業務委託共通仕様書」による。

本特記仕様書に記載された特記事項については、「□」印、「※」印及び「■」印の付いた項目については、「■」印が付いたものを適用する。「■」印の付かない場合は「※」印を適用する。

耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による。

5. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a. 所在地 埼玉県ふじみ野市元福岡三丁目1605番274,
1607番1の133,1607番159,1607番160
- b. 敷地面積 1,124.34㎡
- c. 用途地域 市街化調整区域
- d. 防火地域 ☐防火 ☐準防火 ☒指定なし
- e. 地域地区等 なし

(2) 施設の条件

- a. 施設名称 旧上福岡第2学校給食センター
- b. 施設用途 給食センター
(令和6年国土交通省告示第8号別添二第二号第2類)
- c. 面積 工事対象面積1,019.83㎡(延べ面積1,019.83㎡)
- d. 構造、階数 鉄骨造、地上2階
- e. 竣工年月 1975(昭和50)年3月
- f. 工事種別 ☐新築 ☐増築 ☐改築 ☒解体 ☐改修

(3) 計画の条件

- a. 設計方針 以下について特に配慮した計画とすること。
([] 内の数字は優先順位を示す。)
■コストの縮減[2]、□工期の短縮[]、■周辺環境等への配慮[1]
- b. 目標工事費 約8,400万円(税抜き) 以下
- c. 予定工期 令和7年8月から令和7年2月まで

(4) 同施設関連の別発注業務 無し

(5)-1 その他（一般事項）

- a. 設計内容の検討にあたっては施設関係者と適宜打ち合わせを行うこと。
- b. 現地調査を行い、工事費施工技術の検討及び仕様、使用材料等の比較検討を行うこと。
- c. 現地調査については、市監督員に調査日程及び作業内容を報告し、施設管理者の了解を得た後に行うこと。
- d. 概算工事費設計書を令和6年9月末日までに提出すること。
- e. 実施設計に関する成果物は、令和7年1月中旬までに提出すること。

(5)-2 その他（解体設計）

- a. 敷地内にある全ての建築物、工作物（地盤面下にある基礎杭・配管、外構等を含む）及び植栽の撤去を行う。なお、その他の外構工作物、埋設物等については、監督職員と協議し、設計にあたること。
- b. 解体後の土地の高低差、敷地境界のフェンス、杭、ロープなどは監督職員と協議の上決定することとする。
- c. 別途貸与する竣工図面等を参考に、十分現地調査を行い、既設図面を作成すること。また、提出期限は令和6年9月末日を目途にまとめ提出すること。
- d. 仮設計画については、実行可能な計画を施設管理者等と調整の上、作成すること。（工事進入口、車両進入経路、工事ヤード、足場、作業員の安全対策、施設利用者の安全対策、仮設電源水道など）
- e. 足場の設置が困難な場所や特別な対応が必要な場合は、専門業者への聞き取りを行い、議事録を提出の上、監督職員と協議し、設計にあたること。
- f. 現地調査による写真を提出すること（全景、内外部改修対象箇所、屋上及び外壁出隅入隅形状、建具状況、外壁調査状況、その他設計上必要な状況）。また、提出期限は令和6年9月末日を目途にまとめ提出すること。
- g. 解体工事、仮囲い等により、関係法令の手続きが必要な場合は、特記仕様書 施工条件に明示すること。
- h. 監督職員の求めに応じ、課内調整用資料の作成を行うこと。
- i. 敷地内の占用物（電柱・標識・消火施設・道路付属施設等）の調査を行い、解体工事及び解体後の土地利用に支障となることがないように、撤去・移設の計画を行うこと。
- j. 敷地内から周辺道路等への給排水、電気引き込み等は、現地調査、関係機関への聞き取り調査等を実施し、詳細を特定して設計及び積算に反映させること。

(5)-3 その他（既設図の作成）

- a. 既設図については、現況の配置図、平面図、断面図、立面図、内外装仕上表、アスベスト含有建築材料の使用現況図、外構図のほか、その他監督職員が指示するものをC A D(Jww CAD) にて作成することとし、既存図面を複写しての、貼り付けは行わないこと。
- b. 原則として、敷地内のすべての建築物及び工作物を対象とする。
- c. 配置図には、既設建物等の構造種別、規模、延べ面積及び設備配管ルート(埋設管を含む)を記入すること。

- d. 平面図には、電気・機械設備図を含め作成すること。
- e. 立面図には、既設建物等の立面図（４立面）を作成すること。
- f. アスベスト含有建築材料は、平面図、断面図にアスベスト使用部位がわかるよう範囲を記入すること。

(5)-4 その他（実施設計図の作成）

a. 建物等解体計画

- ・配置図、平面図、立面図、断面図、仕上表については、既設図をもとに解体撤去工事に必要な全ての情報を明示すること。
- ・展開図、矩計図、天井伏図、構造伏図、構造軸組図、各部断面図等を作成し、解体撤去工事に必要な全ての情報を明示すること。
- ・構造設計図は、撤去に係る基礎、地中梁、杭種、杭径、杭長の箇所数、位置等を明示すること。
- ・敷地案内図を作成し、必要に応じ工事車両の進入経路及び廃材搬出経路を明示すること。
- ・撤去に係る建物、給排水、電気、ガス等すべての位置を明示すること。
- ・撤去に係る既設棟、敷地内集水・汚水枡、側溝、舗装状況、給排水、電気、ガス、既存占有物、道路施設、消火施設等を明示すること。
- ・建具表は建具平面図（平面図兼用も可とする。）も、作成すること。

b. 外構撤去計画

- ・外構図を作成すること。（配置図兼用も可とする。）
- ・門柱、防犯灯、縁石、側溝、アスファルト舗装、土間コンクリート、ネットフェンス、ブロック塀等の平面図、立面図、断面図を作成すること。
- ・撤去樹木リスト（箇所、種別（低・中・高木等）、幹径、高さを明示）を作成し、配置図等に明示すること。

c. アスベスト撤去計画

- ・平面図、立面図等に、アスベスト使用部位がわかるよう明示すること。
- ・部屋名、部位別に使用面積を算出し、集計表を作成すること。

d. 仮設計画

- ・仮設計画図を作成すること。（配置図兼用も可とする。）
- ・仮囲いの範囲、防犯灯の位置、工事用ゲート、くぐり戸の位置、仮設防音パネルの範囲、落下防護棚等の範囲、運搬経路計画等を明示すること。

e. 撤去完了計画

- ・工事完了後の仕上がり、地盤高さ、存置物等を明示すること。（給水・ガス設備の閉栓箇所、排水設備の閉塞箇所、電気の切断箇所、各施設・既存占有物の移設場所等）

(5)-5 その他（積算数量算出書）

- a. アスベスト含有建材の数量は、その他の廃材とは別項目にて計上すること。
- b. 数量積算の漏れ、重複の防止と監督職員の確認作業を迅速にするため、設計図に番号や色わけをした積算案内図を作成すること。
- c. 廃材処分、運搬費その他撤去費において新築時と同様に各部材ごとに積算し、廃材 m^3 等精査して算出すること。また、積算基準に則った数量を受託者にて算出し、算定根拠を含めて提出すること。

(5)-6 その他（都計法手続業務）

- a. 解体後の予定建築物における都市計画法第43条市街化調整区域の建築許可及び開発許可に基づく事前協議に関する手続きについて、所管課と調整の上、申請図書の作成をすること。なお、申請手続きについては、本業務内では行わない。

(5)-7 その他（調査業務）

- a. 設備機器等（有害物質）調査を行うこと。解体に伴い撤去処分が必要な設備機器等（有害物質）について、PCB含有機器、ダイオキシン、フロンガス、臭化リチウム、残油、汚泥等、特別な処理が必要なものについて、既往資料と十分な現地目視確認を行い、措置の必要があれば対応所見を付して、作成し提出すること。
- b. アスベスト含有調査を行うこと。
- c. 解体対象建物のアスベスト含有調査については、大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、その他石綿処理に関する法令等に基づき、撤去するすべての建材（材料）について実施すること。調査方法は、設計図書の確認や改修履歴の確認による書面調査、現地に於て目視による現地調査、アスベスト含有の可能性のある建材については分析調査（JIS A1481 規格群：定量分析まで）を行うこと。分析調査対象は22検体を見込むこと。
なお、アスベストの有無の確認については、建築物石綿含有建材調査者又は令和5年9月30日までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者による事前調査を行うこと。
- d. アスベストの含有が確認されたものについて、図面及び写真にて報告すること。合わせて解体及び処分方法の検討を行うとともに、その旨を特記仕様書及び仕上げ表等に明示すること。

Ⅱ 業務仕様

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計に関する標準業務

業務内容 (新築工事の設計業務は、令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項に掲げるもの)		業務分野					
		総合	構造	設備			
				電気	給排水 衛生	空調 換気	昇降 機等
新築・ 増築・ 改築 工事の 設計 業務	(1)(i)条件整理	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(1)(ii)設計条件変更等の場合の協議	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(2)(i)法令上の諸条件の調査	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(2)(ii)計画通知関係機関打合せ	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(3)インフラ状況調査、関係機関打合せ	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(4)(i)総合検討	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(4)(ii)設計方針策定及び発注者説明	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(5)基本設計図書の作成	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(6)概算工事費の検討	☐	☐	☐	☐	☐	☐
改修 工事の	(7)基本設計内容の発注者への説明等	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(1)(i)条件整理	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(1)(ii)設計条件変更等の場合の協議	☐	☐	☐	☐	☐	☐

設計業務	(2)法令上の諸条件の調査	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(3)インフラ状況調査、関係機関打合せ	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(4)(i)総合検討	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(4)(ii)設計方針策定及び発注者説明	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(5)基本設計図書の作成	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(6)概算工事費の検討	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(7)基本設計内容の発注者への説明等	☐	☐	☐	☐	☐	☐

b. 実施設計に関する標準業務

(工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある標準業務は含まない)

業務内容 (新築工事の設計業務は、令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項に掲げるもの)		業務分野					
		総合	構造	設備			
				電気	給排水衛生	空調換気	昇降機等
新築・増築・改築工事の設計業務	(1)(i)発注者の要求等の確認	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(1)(ii)設計条件変更等の場合の協議	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(2)(i)法令上の諸条件の調査	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(2)(ii)計画通知関係機関の打合せ	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(3)(i)総合検討	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(3)(ii)基本事項の確定	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(3)(iii)設計方針策定及び発注者説明	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(4)(i)実施設計図書の作成	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(4)(ii)計画通知申請図書の作成	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(5)概算工事費の検討	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(6)実施設計内容の発注者への説明等	☐	☐	☐	☐	☐	☐
改修工事の設計業務	(1)(i)発注者の要求等の確認	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(1)(ii)設計条件変更等の場合の協議	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(2)法令上の諸条件の調査	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(3)(i)総合検討	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(3)(ii)基本事項の確定	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(3)(iii)設計方針策定及び発注者説明	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(4)実施設計図書の作成	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(5)概算工事費の検討	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(6)実施設計内容の発注者への説明等	☐	☐	☐	☐	☐	☐
解体工事の設計業務		■	■	■	■	■	■

(2) 追加業務の内容及び範囲

■建築積算	営繕積算システムRIBC2を用いた工事費内訳書(金入り、単価入替えを含む)、積算数量算出書(積算数量調査を含む)、複合単価等資料(代価表、別紙明細を含む)、見積の収集、見積検討資料、見積一覧表の作成
■設備積算(電気)	
■設備積算(給排水衛生)	
■設備積算(空調換気)	
■設備積算(昇降機等)	

☐ 日影図の作成（確認申請(計画通知)添付図面は含まない）

☐ 透視図の作成	種 類：	判の大きさ：
	額の有無： ☐ 有り ☐ 無し	額の材質：
☐ 模型の製作	縮 尺：	主 要 材 料：
	ケースの有無： ☐ 有り ☐ 無し	ケースの材質：
☐ 模型の写真撮影	カット枚数：	判の大きさ：
	白黒/カラー：	

■ 工期検討資料（概略工事工程表及び根拠資料）の作成

■ リサイクル計画書の作成

■ アスベスト含有 建材の分析調査 及び調査報告書 の作成	分析調査方法（定性分析） ☐ 1481-1 ☐ 1481-2 ■ いずれか
	[JIS A 1481]：（定量分析） ☐ 1481-3 ☐ 1481-4 ☐ いずれか
	調査検体数： 2 2 検体
	調査対象室、アスベスト有無に関する（事前）調査結果報告書 部分又は建材： のとおり

■ アスベスト含有建材の除去に関する所管行政部署（大気環境、廃棄物処理、労働環境）との協議及び協議結果報告書の作成

■ 既存建築物の CAD 図面の作成	既存紙図面： ■ 有り ☐ 無し
	作 図 対 象： 現況の配置図、平面図、断面図、 立面図、内外装仕上表、アスベ スト含有建築材料の使用現況 図、外構図のほか、その他監督 職員が指示するもの
■ 既存施設の詳細調査及び報告書 作成（改修設計に係るもの）	調 査 対 象： 現地調査による写真提出
☐ 既存施設の法適合状況調査及び 報告書作成(計画通知に係るもの)	調 査 対 象：

☐ 確認申請(計画通知)に関する関係機関との打合せ（改修設計に係るもの）

☐ 確認申請(計画通知)図書の作成（改修設計に係るもの）

☐ 確認申請(計画通知)に関する申請手続

☐ 構造計算適合性判定申請手続

☐ 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手続

■ 都市計画法第 4 3 条市街化調整区域における建築許可及び開発許可に基づく事前協議に関する手続き調整業務（申請図書作成及び申請手続の調整まで）

☐ 都市計画法施行規則第 6 0 条に基づく書面（適合証明）の交付申請手続

☐ 中高層建築物等指導要綱等に基づく住民説明（☐ 説明会形式、☐ 個別説明形式）、
標識看板の作成・設置・撤去、事業報告書の作成及び申請手続

☐ 埼玉県福祉のまちづくり条例に関する申請手続

☐ ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に関する届出手続

☐ 埼玉県景観条例及び埼玉県景観計画に基づく申請手続

☐ 土壌汚染対策法に基づく協議

☐ 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく設計住宅性能評価申請手続

☐ 消防法施行令第 3 2 条に基づく申請手続

☐ 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続

- ☐建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第20条第2項前段又は同法付則第3条第8項前段に規定する建築物の建築に関する通知等に関する業務
- ☐建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関する業務（モデル建物法による省エネルギー適合判定業務は標準業務に含まれる）
- ☐都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に関する業務
- ☐建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価書の作成
- ☐埼玉県建築物環境配慮制度(CASBEE 埼玉県)に関する申請手続（総合的な環境保全に関する検討・評価資料の作成を含む）
- ☐災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等）
- ☐官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価（詳細なLCC02を求める場合）
- ☐実験設備に関する検討及び資料の作成
- ☐電波障害対策等の資料収集、机上検討及び報告書の作成
- ☐内部雷保護設備に関する検討及び資料の作成
- ☐構内情報通信網設備に関する検討及び資料の作成
- ☐音声誘導設備に関する検討及び資料の作成
- ☐排水処理設備に関する検討及び資料の作成
- ☐雨水・排水再利用設備に関する検討及び資料の作成
- ☐蓄熱システムに関する検討及び資料の作成
- ☐設計の点検実施要領に基づく総合的なコスト縮減の検討及び資料の作成
- ☐BIM データによる検討及び資料の作成
- ☐ _____

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c. 施設の計画にあたっては、各種ハザードマップで想定されている所在地における災害（浸水、土砂災害、地震等）を考慮し、室や機器の位置、構造等を決定する。
- d. 材料や工法等の選定にあたっては、維持管理費用を含めた比較を行う。
- e. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づいて行う。
- f. 工期検討にあたっては、（一社）日本建設業連合会「建築工事適正工期算定プログラム」や同種の施工実績等を考慮する。
- g. アスベスト含有建材の分析調査において、JIS A 1481-1による分析では、複数箇所から採取した試料を混合せず1か所から採取した試料を1検体として扱う。JIS A 1481-2による分析では、3か所以上から採取した試料を混合して1検体として扱う。
- h. 設計の点検における点検時期は、設計方針の策定段階とする。点検実施日の決定のため、受注者は、設計方針の検討状況を監督員に適宜報告する。
- i. 同施設関連の別発注業務との調整は、本仕様書Ⅱ 1. (1)一般業務の範囲で「総合」を指定されたものが行い、調整経過を監督員へ報告する。
- j. 設計にあたっては、埼玉県産建設資材の積極的な利用の検討を行う。
- k. 埋蔵文化財包蔵地、史跡名勝天然記念物の指定の有無及び手続きの必要性について検討し、その結果を監督員に報告する。
- l. 工事費概算の作成にあたり、使用する単価、数量について監督員と協議する。
- m. 施工計画検討書を作成する。記載内容は以下の通り。
 - ①施工計画概要
 - ②工程および仮設計画の考え方
 - ③工事施工にあたる第三者への影響の検討
 - ④その他必要な事項

(2) 適用基準等

別紙1に掲げる技術基準等を適用する。なお、新たな版が出版され、基準間に相違がある場合又は当該基準等によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。

(3) 業務実績情報の登録（公共建築設計者情報システム（PUBDIS）への業務カルテ登録）

※業務実績情報を登録しない

□業務実績情報を登録する

(4) 業務計画書

業務工程には、各業務の作業期間、現地調査等の実施時期、図面の初稿完成予定時期、積算数量算出書の作成完了予定時期等を記載する。

(5) 管理技術者の資格要件

※次のいずれかの資格を有する者

■一級建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項）

□建築設備士（建築士法第2条第5項）

- ☐設備設計一級建築士（建築士法第10条の3第4項）
☐入札公告による
☐_____による

(6) 貸与品等

貸与品等	電子データ	摘要
・上福岡市立学校給食共同調理場新築工事竣工図【建築・電気・給排水・冷暖房】	なし	昭和49年
・第2調理場新築工事図面	なし	昭和58年11月複製
・アスベスト有無に関する（事前）調査結果報告書	なし	令和4年度

貸与場所 都市政策部建築課、貸与時期 契約締結後

返却場所 都市政策部建築課、返却時期 完了時

(7) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに打合せ記録簿を作成し、監督員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. 施設管理者に確認すべき事項が生じた時
- d. 積算業務着手前

(8) 成果物等の情報の適正な管理

- a. 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、成果物等の情報を適正に管理する。

なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

成果物等とは、

ア. 業務の成果物（未完成の成果物を含む。）

イ. その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。

- (a) 発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。
- (b) 業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
- (c) 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、(6)により監督員に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
- (d) 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されたとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。
- b. 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
- c. 上記a及びbの規定は、契約終了後も対象とする。
- d. 上記a、b及びcの規定は、協力者等に対しても対象とする。

(9) その他、業務の履行に係る条件等

- a. 指定部分の範囲 概算工事費設計書・既設図・現地調査による写真
■指定部分の履行期限 令和6年9月末日
- b. 成果物の提出場所 都市政策部建築課
- c. 成果物の取扱いについて
提出された CAD 及び BIM データについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- d. 写真の著作権の権利等について
受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。
(a) 写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報に無償で使用するができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
(b) 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)
ア. 写真を公表すること。
イ. 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- e. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
(a) 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
(b) (a)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
(c) (a)及び(b)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
(d) 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(1) 基本設計 なし

(2) 実施設計

[illegible]

成果物等	標準縮尺	納品形態	摘要
☒ 工事費概算書 ☐ 確認申請(計画通知)に必要な図書 ☐ _____	- -	A4 判 3 部 + 電子データ	
c. 電気設備 電気設備設計図 ☒ 特記仕様書 ☒ 敷地案内図 ☒ 配置図 ☒ 配線図、平面図 ☒ 詳細図、系統図 ☒ 機器表、器具表 ☐ 工事区分表 ☐ 電気設備設計計算書 ☒ 工事費概算書 ☒ 各種計算書 ☐ 確認申請(計画通知)に必要な図書 ☐ 中高層建築物の届出に必要な図書 ☐ _____	- 1/3000 1/600(500) 1/100(200) 1/20(30) - - - -	A3 判 3 部 + 電子データ A4 判 3 部 + 電子データ	◎電子データ A1 原図の CAD(jww) データ及び PDF(A3)データ を CD-R 等で 2 部 提出 A3 縮小版製本図面 3 部提出 A4 ファイル綴じ ◎電子データ CD-R 等で提出
d. 給排水衛生設備 給排水衛生設備設計図 ☒ 特記仕様書 ☒ 敷地案内図 ☒ 配置図 ☒ 平面図 ☒ 詳細図、系統図 ☒ 機器表、器具表 ☒ 工事区分表 ☐ 給排水衛生設備設計計算書 ☒ 工事費概算書 ☒ 各種計算書 ☐ 確認申請(計画通知)に必要な図書 ☐ 中高層建築物の届出に必要な図書 ☐ _____	- 1/3000 1/600(500) 1/100(200) 1/20(30) - - - -	A3 判 3 部 + 電子データ A4 判 3 部 + 電子データ	◎電子データ A1 原図の CAD(jww) データ及び PDF(A3)データ を CD-R 等で 2 部 提出 A3 縮小版製本図面 3 部提出 A4 ファイル綴じ ◎電子データ CD-R 等で提出
e. 空調換気設備 空調換気設備設計図 ☒ 特記仕様書 ☒ 敷地案内図 ☒ 配置図 ☒ 平面図 ☒ 詳細図、系統図	- 1/3000 1/600(500) 1/100(200) 1/20(30)	A3 判 3 部 + 電子データ	◎電子データ A1 原図の CAD(jww) データ及び PDF(A3)データ を CD-R 等で 2 部 提出

成果物等	標準縮尺	納品形態	摘要
☒ 機器表、器具表 ☐ 工事区分表 ☐ 空調換気設備設計計算書 ☒ 工事費概算書 ☒ 各種計算書 ☐ 確認申請(計画通知)に必要な図書 ☐ 中高層建築物の届出に必要な図書 ☐ _____	- - - - -	A4 判 3 部 + 電子データ	A3 縮小版製本図面 3 部提出 A4 ファイル綴じ ◎電子データ CD-R 等で提出
f. 昇降機設備等 昇降機設備設計図 ☐ 特記仕様書 ☐ 敷地案内図 ☐ 配置図 ☐ 平面図 ☐ 詳細図、系統図 ☐ 機器表、器具表 ☐ 工事区分表 ☐ 昇降機設備設計計算書 ☐ 工事費概算書 ☐ 各種計算書 ☐ 確認申請(計画通知)に必要な図書 ☐ 中高層建築物の届出に必要な図書 ☐ _____	- 1/3000 1/600(500) 1/100(200) 1/20(30) - - - - -	A3 判 3 部 + 電子データ A4 判 3 部 + 電子データ	◎電子データ A1 原図の CAD(jww) データ及び PDF(A3)データ を CD-R 等で 2 部 提出 A3 縮小版製本図面 3 部提出 A4 ファイル綴じ ◎電子データ CD-R 等で提出
g. 積算 ☒ 建築積算資料 ☒ 電気設備積算資料 ☒ 給排水衛生設備積算資料 ☒ 空調換気設備積算資料 ☐ 昇降機設備等積算資料 各積算資料は以下の図書で構成する 工事費内訳書 (金入り、単価入替含む) 積算数量算出書(集計表、拾い書) 積算数量調書 単価資料 見積一覧表等見積検討資料 見積書(3社以上) 営繕工事積算チェックリスト及びシート	- - - - - - - - - -	A4 判 3 部 + 電子データ	A4 ファイル綴じ ◎電子データ CD-R 等で提出
h. その他 ☐ 日影図 ☐ 透視図	- -	____ 判 ____ 部 ____ 判 ____ 部	

(3)成果物に係る一般事項

- a. 設計図は、適宜追加してもよい。また、建築（構造）の成果物は、建築（総合）の成果物に含めることができる。
- b. その他の成果品について
 - ・ 設計図書サイズについては、監督員と協議のうえ決定する。
 - ・ 工事設計書(A4)、積算数量調書(A4)、数量拾い書及び積算の根拠となったもの(刊行物の表紙及び該当ページの写し、見積書原本等)をファイルに綴じたもの各1部
 - ・ 設計図(JwwCAD)、CAD データ以外の電子データの形式は、監督員との協議による。なお、積算数量調書、単価資料等の作成は、営繕積算システム RIBC2 ((一財)建築コスト管理システム研究所)「内訳書作成システム」による。CD-R（ディスクに工事名を明記）に記録したものを1枚。
- c. 委託契約による提出書類は、「ふじみ野市建築設計委託業務提出書類(最新版)」に従い、作成し監督員に提出する。
- d. 工事設計書の単価は、ふじみ野市指定の単価を採用する。
- e. 積算に用いる参考見積については、原則3社からとする。

別紙1 適用基準等

(〈国〉：国土交通省、〈文〉：文部科学省、〈県〉：埼玉県、〈市〉：ふじみ野市、〈他〉：その他)

a. 共通

	(年 版 等)
■〈国〉 <u>官庁施設の基本的性能基準</u>	(最 新 版)
■〈国〉 <u>官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン</u>	(最 新 版)
□〈国〉 <u>官庁施設の総合耐震・対津波計画基準</u>	(最 新 版)
□〈国〉 <u>官庁施設の総合耐震診断・改修基準</u>	(最 新 版)
□〈文〉 <u>学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック</u>	(最 新 版)
□〈国〉 <u>官庁施設の防犯に関する基準</u>	(最 新 版)
■〈国〉 <u>官庁施設の環境保全性基準</u>	(最 新 版)
■〈県〉 <u>埼玉県環境配慮方針</u>	(最 新 版)
□〈県〉 <u>埼玉県グリーン調達／環境配慮契約推進方針</u>	(最 新 版)
□〈国〉 <u>官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準</u>	(最 新 版)
□〈県〉 <u>埼玉県福祉のまちづくり条例</u>	(最 新 版)
□〈県〉 <u>埼玉県公共事業景観形成指針</u>	(最 新 版)
□〈国〉 <u>木造計画・設計基準</u>	(最 新 版)
□〈国〉 <u>木造計画・設計基準の資料</u>	(最 新 版)
□〈県〉 <u>埼玉県内の建築物等における木造化・木質化等に関する指針</u>	(最 新 版)
□〈市〉 <u>ふじみ野市市有施設の木造化・木質化に関する方針及び同運用</u>	(最 新 版)
□〈国〉 <u>評価方法基準（住宅の性能に関する評価の方法の基準）</u>	(最 新 版)
□〈国〉 <u>公営住宅等整備基準</u>	(最 新 版)
□〈国〉 <u>公共住宅建設工事共通仕様書</u>	(最 新 版)
□〈国〉 <u>公共住宅標準詳細設計図集（第4版）</u>	(最 新 版)
□〈国〉 <u>高齢者が居住する住宅の設計に係る指針</u>	(最 新 版)
□〈県〉 <u>埼玉県県営住宅条例</u>	(最 新 版)
■〈県〉 <u>建設工事に伴う騒音振動対策技術指針</u>	(最 新 版)
■〈国〉 <u>建築物解体工事共通仕様書</u>	(最 新 版)
■〈県〉 <u>彩の国建設リサイクル実施指針</u>	(最 新 版)
■〈県〉 <u>建設副産物の手引き</u>	(最 新 版)
■〈県〉 <u>石綿飛散防止対策マニュアル</u>	(最 新 版)
■〈国〉 <u>建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル</u>	(最 新 版)
■〈国〉 <u>公共建築工事標準単価積算基準</u>	(最 新 版)
■〈国〉 <u>営繕工事積算チェックマニュアル</u>	(最 新 版)
■〈県〉 <u>埼玉県建築工事積算基準</u>	(最 新 版)
■〈県〉 <u>埼玉県建築工事共通費積算基準</u>	(最 新 版)
□〈県〉 <u>埼玉県電子納品運用ガイドライン</u>	(最 新 版)
□〈国〉 <u>官庁営繕事業における BIM 活用ガイドライン</u>	(最 新 版)
□〈国〉 <u>官庁営繕事業における BIM 活用実施要領</u>	(最 新 版)
□〈国〉 <u>BIM 適用事業における成果品作成の手引き（案）</u>	(最 新 版)
□〈県〉 <u>設計の点検実施要領（埼玉県 都市整備部 営繕課）</u>	(最 新 版)
□〈県〉 <u>設計の点検実施要領（埼玉県 都市整備部 設備課）</u>	(最 新 版)
□〈県〉 <u>設計の点検実施要領（埼玉県 都市整備部 営繕・公園事務所）</u>	(最 新 版)

b. 建築	(年版等)
■<国> <u>建築設計基準</u>	(最 新 版)
■<国> <u>建築設計基準の資料</u>	(最 新 版)
■<国> <u>建築構造設計基準</u>	(最 新 版)
■<国> <u>建築構造設計基準の資料</u>	(最 新 版)
■<国> <u>構内舗装・排水設計基準</u>	(最 新 版)
■<国> <u>構内舗装・排水設計基準の資料</u>	(最 新 版)
■<国> <u>建築工事設計図書作成基準</u>	(最 新 版)
■<国> <u>建築工事設計図書作成基準の資料</u>	(最 新 版)
■<国> <u>建築工事標準詳細図</u>	(最 新 版)
■<国> <u>敷地調査共通仕様書</u>	(最 新 版)
■<県> <u>埼玉県建築工事特別共通仕様書</u>	(最 新 版)
■<国> <u>建築工事監理指針</u>	(最 新 版)
■<国> <u>建築改修工事監理指針</u>	(最 新 版)
c. 建築積算	(年版等)
■<国> <u>公共建築数量積算基準</u>	(最 新 版)
■<国> <u>公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）</u>	(最 新 版)
■<国> <u>公共建築工事見積標準書式（建築工事編）</u>	(最 新 版)
□<国> <u>公共住宅建築工事積算基準</u>	(最 新 版)
d. 設備	(年版等)
■<国> <u>建築設備計画基準</u>	(最 新 版)
■<国> <u>建築設備設計基準</u>	(最 新 版)
■<国> <u>建築設備工事設計図書作成基準</u>	(最 新 版)
■<国> <u>雨水利用・排水再利用設備計画基準</u>	(最 新 版)
■<国> <u>公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）</u>	(最 新 版)
■<国> <u>公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）</u>	(最 新 版)
■<県> <u>埼玉県電気設備工事特別共通仕様書</u>	(最 新 版)
■<県> <u>埼玉県機械設備工事特別共通仕様書</u>	(最 新 版)
■<国> <u>電気設備工事監理指針</u>	(最 新 版)
■<国> <u>機械設備工事監理指針</u>	(最 新 版)
■<他> <u>建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター）</u>	(最 新 版)
■<他> <u>建築設備設計計算書作成の手引（（一社）公共建築協会）</u>	(最 新 版)
□<国> <u>空気調和システムのライフサイクルエネルギー・マネジメントガイドライン</u>	(最 新 版)
■<県> <u>設備設計の留意事項（埼玉県都市整備部設備課）</u>	(最 新 版)
■<他> <u>給排水衛生設備規準（（公財）空気調和・衛生工学会）</u>	(最 新 版)
□<他> <u>劇場等演出空間電気設備指針 2014（（一社）電気設備学会）</u>	(最 新 版)
e. 設備積算	(年版等)
■<国> <u>公共建築設備数量積算基準</u>	(最 新 版)
■<国> <u>公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）</u>	(最 新 版)
■<国> <u>公共建築工事見積標準書式（設備工事編）</u>	(最 新 版)
□<国> <u>公共住宅電気設備工事積算基準</u>	(最 新 版)
□<国> <u>公共住宅機械設備工事積算基準</u>	(最 新 版)